

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.1 5 1 6

令和8年6月25日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

老 発 0625 第 3 号
令和 8 年 6 月 25 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 219 号）が別添のとおり公布され、本年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限月額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が 80.9 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 27 条に規定する老齢基礎年金（満額）（20 歳から 60 歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。）が 80.9 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

第 2 改正の内容

高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80.9 万円から 82.65 万円に見直すこととする。（施行令第 22 条の 2 の 2 及び第 29 条の 2 の 2 関係）

第3 施行期日

令和8年8月1日

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項（同法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「八十万六千七百円」を「八十二万六千五百円」に改める。

- 一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号
- 二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号
- 三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第四項第六号
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条第一項第六号

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第九項及び第二十九条の二の二第九項中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和八年八月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第二条 第一条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の健康保険法施行令(次条において「新健康保険法施行令」という。)第四十二条第三項第六号(健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる者に該当することについての健康保険法施行令第四十三条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号口(これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定による保険者の認定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号口の規定の例によりすることができる。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新健康保険法施行令第四十二条第三項(第六号に係る部分に限り、健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、療養のあつた月が令和八年八月以後の場合における健康保険法施行令第四十一条第三項から第五項まで及び第七項(これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)の高額療養費算定基準額並びに同令第四十一条の第二項ただし書(同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する基準日(同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第三項の規定により基準日とみなされる日を含む。)の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の第二項(同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。)の七十歳以上介護合算算定基準額(同令第四十三条の第三項(同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。)について準用する場合を含む。)において同令第四十三条の第二項の規定を読み替えて準用することとされた同令第四十三条の第二項において準用する場合第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三条の第三項において準用する場合第二項の七十歳以上介護合算算定基準額(同令第四十三条の第二項において準用する場合第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。)について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第四条 第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の船員保険法施行令(次条において「新船員保険法施行令」という。)第九条第三項第六号に掲げる者に該当することについての船員保険法施行令第十条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号口の規定による全国健康保険協会(健康保険法による全国健康保険協会をいう。)の認定は、施行日前においても、同項第二号へ、第三号へ及び第四号口の規定の例によりすることができる。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 新船員保険法施行令第九条第三項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、療養のあつた月が令和八年八月以後の場合における船員保険法施行令第八条第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第八条の第二項ただし書に規定する基準日(同令第十三条第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。)の属する月が同月以後の場合における同令第十三条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額(同令第十二条第三項において同条第二項の規定を読み替えて準用することとされた同令第十三条第三項において準用する場合第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。)について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為)

第六条 第一条(第三号に係る部分に限る。)の規定による改正後の国民健康保険法施行令(次条において「新国民健康保険法施行令」という。)第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当することについての国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号へ、第四号へ及び第五号口の規定による市町村(特別区を含む。)又は国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合の認定は、施行日前においても、同令第二十九条の四第一項第三号へ、第四号へ及び第五号口の規定の例によりすることができる。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 新国民健康保険法施行令第二十九条の三第四項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、療養のあつた月が令和八年八月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十九条の三第二項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第二十九条の二の二第一項ただし書に規定する基準日(同令第二十九条の四の第二項の二の二第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為)

第八条 第一条(第四号に係る部分に限る。)の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(次条において「新高齢者の医療の確保法施行令」という。)第十五条第一項第六号に掲げる者に該当することについての高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一号へ、第二号へ及び第三号口の規定による後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)の認定は、施行日前においても、同項第一号へ、第二号へ及び第三号口の規定の例によりすることができる。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 新高齢者の医療の確保法施行令第十五条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、療養のあつた月が令和八年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十四条の二第一項ただし書に規定する基準日(同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。)の属する月が同月以後の場合における同令第十六条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の介護合算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び当該基準日の属する月が同月以前の場合における当該介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2 新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日(同条第九項の規定により基準日とみなされる日を含む。)の属する月が令和八年八月以後の場合における同条第二項の医療合算算定基準額(同条第六項第三号へに係る部分に限る。)に限り、同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに同令第二十二條の三第三項の七十歳以上医療合算算定基準額(同条第七項第一号へ及び第二号へに係る部分に限る。)に限り、同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。)について適用し、当該基準日の属する月が同年七月以前の場合における当該医療合算算定基準額及び当該七十歳以上医療合算算定基準額については、なお従前の例による。

第十条 第二条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二條の二の二第九項及び第二十九條の二の二第九項の規定は、要介護被保険者等(介護保険法第六十二條に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)が受ける居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二條の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)及び介護予防サービス等(同令第二十二條の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が行われた月が令和八年八月以後の場合における同法の規定による高額介護サービス費の支給及び同法の規定による高額介護予防サービス費の支給について適用し、要介護被保険者等が受ける居宅サービス等及び介護予防サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における当該高額介護サービス費の支給及び当該高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。